

企業の模倣品対策の実態と税関における 模倣品取締り制度の 活用セミナー

参加費
無料

2019年1月28日(月)
15:00~17:10 (休憩10分含む)



会場

TKPガーデンシティ幕張
地下1階 カンファレンスルーム1

(千葉県千葉市美浜区ひび野2-3 アパホテル&リゾート東京ベイ幕張内)

参加定員 経営者、知的財産権利者、弁理士等 人数/80名

共催 日本弁理士会貿易円滑化対策委員会・日本弁理士会関東支部

演題・講師及びパネリスト

第1部

「輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎知識」

東京税関 知的財産調査官 秀島 慎也 氏

第2部

パネルディスカッション「模倣品対策の実態と輸入差止制度の活用」

パネリスト

東京税関 総括知的財産調査官(知的財産センター長) 中村 浩 氏
株式会社MTG取締役・法務知的財産本部長 長谷川 徳男 氏

コーディネーター

日本弁理士会関東支部 弁理士 伊藤 信和 氏

プログラム

15:00~ 開会の挨拶

15:05~ 第1部 講演「輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎知識」

15:45~ 休憩

15:55~ 第2部 パネルディスカッション「模倣品対策の実態と輸入差止制度の活用」

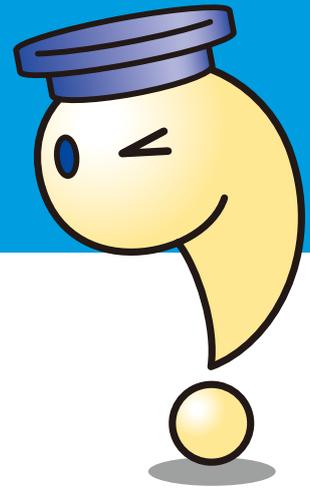
17:05~ 閉会の挨拶

お問い合わせ先

日本弁理士会 業務国際課
東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング 14階

TEL 03-3519-2703

模倣品に悩んだことは ありませんか？



実際に**模倣品被害**が生じていなくても、
将来の模倣品被害に対して
迅速に対応する準備はできていますか？

外国から日本に輸入される貨物には、商標権や意匠権、特許権、著作権といった知的財産権を侵害する多数の模倣品・海賊版が含まれています。これらの模倣品が国内に輸入された場合、国内の流過程で侵害品を止めるには多大な時間と労力がかかります。

また、販売事業者を相手に訴訟を起こすと多大なコストがかかります。

ご存じですか？ 我が国には、模倣品や海賊版が輸入される前に、輸入品を税関で差し止めることができる輸入差止申立て制度があります。このセミナーでは、今後ますます増加する模倣品被害に迅速に対処できるように、第1部では、東京税関で実際に実務を行っている知的財産調査官を講師に迎えて輸入差止申立て制度の基礎を分かり易くご説明いただき、第2部では、東京税関 総括知的財産調査官、株式会社MTG様を講師に迎え、輸入差止申立て制度の活用をはじめとする模倣品対策について、ご紹介いただきます。

受付期間

2019年**1月24日**木 正午まで(先着順)

申込方法

以下のURLにアクセスの上、お申し込みください。

弁理士の方

<https://jpaakenshu.jp/tss/CtTrainingDetail/App/Index/18BB1101>



一般の方

<http://www.benrishi-navi.com/f/?id=a6282&type=1>



いただいた個人情報は、主催者が責任を持って管理し、本セミナーに関する連絡以外の目的には使用いたしません。当日は名刺を一枚ご持参いただき、受付にてご提示ください。

会場周辺地図

